



中部運輸局自動車交通部

令和4年6月15日 定例記者懇談会 発表

連絡先

中部運輸局 自動車交通部

自動車監査官 藪田、片岡

TEL 052-952-8038

乗合バス事業者に対する集中監査の実施について

中部運輸局では、自動車運送事業における輸送の安全を確保するため、年間監査計画において乗合バス、タクシー、トラックの事業ごとに「集中監査月間」を設け、効率的かつ効果的な監査・指導の実施に努めています。

今年度は、7月を乗合バス事業者（路線バス、コミュニティバスを運行する事業者）の集中監査月間とし、事故の未然防止を目的に「重点監査項目」を定めて監査を実施いたします。

<重点監査項目>

- (1) 運転者の勤務時間、乗務時間の設定及び適正な勤務態度の確保
- (2) 健康診断、適性診断の受診及びその結果に基づく指導
- (3) 車両の点検及び整備の実施

<その他調査項目>

- (1) 新型コロナウイルス感染防止対策の取組状況
- (2) 異常気象時等の措置